

令和4年6月9日

会員各位

公益社団法人日本透析医会

会長 秋澤 忠男

医療保険委員会

委員長 太田 圭洋

透析時運動指導等加算の算定要件である研修について

日頃より当会の運営につきまして、ご協力ご支援いただきありがとうございます。

令和4年度診療報酬改定において、人工腎臓を算定している患者に対して、透析中に当該患者の病状及び療養環境等を踏まえた療養上必要な訓練等を行った場合の評価「透析時運動指導等加算（75点）」が新設されました。

算定要件の一つとして、「透析患者の運動指導に係る研修を受講した医師、理学療法士、作業療法士又は医師に具体的指示を受けた当該研修を受講した看護師」が療養上必要な指導等を行った場合に算定できるとされております。

この研修については、現時点では、日本腎臓リハビリテーション学会が開催する「腎臓リハビリテーションに関する研修」が該当し、「腎臓リハビリテーションガイドライン講習会」として実施される予定で、その概要については、次のとおりホームページに掲載されております。

なお、詳細については、今後、日本腎臓リハビリテーション学会のホームページを注視していただきますようお願いいたします。（<https://jsrr.smooosy.atlas.jp/ja>）

腎臓リハビリテーションガイドライン講習会を開催します

2022/06/01

2022年7月31日(日)AM9時よりWEBにて、第1回腎臓リハビリテーションガイドライン講習会兼 腎臓リハビリテーション指導士試験受験講習会を1日規模で開催予定です。

尚、詳細は早々にHP上にてお知らせいたします。

日本腎臓リハビリテーション学会 HP より（<https://jsrr.smooosy.atlas.jp/ja/notices/news0601>）

(参 考)

透析時運動指導等加算の算定要件の概要

- ・人工腎臓を実施している患者に対して、医師、看護師、理学療法士又は作業療法士が、療養上必要な訓練等について指導を行った場合には、透析時運動指導等加算として、**当該指導を開始した日から起算して90日を限度として、75点を所定点数に加算する。**
- ・透析患者の運動指導に係る研修を受講した医師、理学療法士、作業療法士又は医師に具体的指示を受けた当該研修を受講した看護師が**1回の血液透析中に、連続して20分以上患者の病状及び療養環境等を踏まえ療養上必要な指導等を実施した場合に算定できる。**実施した指導等の内容を実施した医師本人又は指導等を実施した理学療法士等から報告を受けた医師が診療録に記録すること。入院中の患者については、当該療法を担当する医師、理学療法士又は作業療法士の**1人当たりの患者数は1回15人程度、当該療法を担当する看護師の1人当たりの患者数は1回5人程度を上限**とし、入院中の患者以外の患者については、それぞれ、**1回20人程度、1回8人程度**を上限とする。
- ・指導等に当たっては、**日本腎臓リハビリテーション学会「腎臓リハビリテーションガイドライン」等の関係学会によるガイドラインを参照すること。**
- ・指導を行う室内に心電図モニター、経皮的動脈血酸素飽和度を測定できる機器及び血圧計を指導に当たって必要な台数有していること。また、同室内に救命に必要な器具及びエルゴメータを有していることが望ましい。
- ・当該加算を算定した日については、**疾患別リハビリテーション料は別に算定できない。**